

平成26年1月23日

特許庁総務課工業所有権制度改正審議室
パブリックコメント担当 御中

国際弁理士連盟日本協会 (FICPIJAPAN)
会長 谷 義一

「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの
権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)への意見」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当日本協会の活動に対しまして格別のご指導、ご支援を賜り、ありがたく厚く感謝申し上げます。

「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)につきまして、下記の通り要望致しますので、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

国際弁理士連盟 (FICPI) は、1906年に創設された知的財産権に関する業務を扱う事務所弁理士、弁理士で構成された国際団体であって、現在、参加国80カ国、会員数は凡そ5000人を擁しており、WIPOはもとより、EPO, OHIM, さらには各国特許庁、USPTO, JPO SIPO, KIPOなどの動向にも積極的に参画しております。当国際弁理士連盟日本協会

(FICPIJAPAN) は、1977年に設立され、30余年の歴史を有し、2008年12月には、横浜において、FICPI JAPAN シンポジウムを日本弁理士会の協力のもとに開催し、33カ国から略400人の参加を得ております。

また、2012年9月13日には、御庁総務部長宛に、「ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける「自己指定の留保」について」と題する要望書を提出しております。

さらに、2014年4月には、国際弁理士連盟 (FICPI) の執行委員会と、これと併せて、FICPI JAPAN 京都シンポジウムを開催する予定であり、意匠制度を含めて広く知的財産権の問題をグローバルな観点から検討、議論することとしております。

記

1. 要望事項

(1) ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟に関しましては、日本の意匠法との整合性がとれない状態では加盟しないように要望致します。

(2) ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟に関しましては、自己指定の留保宣言(14条(3))を行うことなく加盟しないように要望致します。

2. 理由

(1) 「ハーグ協定ジュネーブ改正協定と日本の意匠法の整合性」について

イ) 物品名を記載しない場合の出願日の認定(報告書案に記載なし)

ハーグ協定ジュネーブ改正協定によりますと、物品名を記載しなくともその後の補正により出願日が遡及的に認定されますが、日本の意匠法では、遡及的に認定されません。

物品性は、意匠の成立要件であり、日本の意匠法の基本中の基本ですので、日本の意匠法と整合性がとれるようにハーグ協定ジュネーブ改正協定を改正した後に加盟する必要があると考えます。

報告書（案）には、物品名を記載しない場合の出願日の認定についての記載がございません。

（２）「自己指定の留保」について（報告書案 13 頁、14 頁）

イ）審査遅延を回避するため

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟した場合、拒絶理由は英語で記載する必要がありますが、例えば、物品性を要件とせず、図面要件が緩やかな欧州からの出願に対して、物品性を要求し、厳格な図面要件をとる日本からの拒絶理由を分かりやすく英語で説明するには大変な労力がいる、審査遅延が懸念されます。

自己指定を認めた場合には、日本からの出願も英語で拒絶理由を記載する必要があります、より一層の審査遅延を招く恐れがあります。

自己指定留保の規定は、ハ）で述べますように、外交会議において日本の提案により設けられた規定であり、その大きな理由は、審査遅延の回避にあります。

ロ）ハーグ協定改正協定加盟時の混乱を回避するため

自己指定を認めた場合に、①日本特許庁への直接出願のルートと②WIPOルートの２つができ、同じ取り扱いであると考えて、WIPOルートで自己指定した場合に、i) 国際登録原簿における拒絶理由の開示、ii) 早期公開などの日本のルートにはない不利益に直面することになり、混乱を招くことになります。

このような混乱を避けるために、自己指定を留保することが望ましいと考えます。

ハ）外交会議での発言の経緯

自己指定留保の規定（ハーグ協定 14 条（3））は、英語を母国語としない国の審査が遅延しないように、外交会議で日本が提案し、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド（second）を得て設けられた規定です。

よって、外交会議での発言を変更する場合には、慎重を要すると考えます。

また、日本が自己指定を留保すれば、他の英語を母国語としないアジア諸国も加盟がしやすくなると考えます。

二）自己指定のニーズは低い

知的財産研究所のアンケート調査（知的財産研究所「特許庁平成 23 年度産業財産権制度問題調査研究報告書 国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究～ハーグ

協定加盟に向けた意匠制度の在り方〜」)によりますと、アンケート送付先に対する、自己指定希望の比率は30%以下であり、自己指定のニーズは低いと考えます。

以下の平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会でのご説明は、「自己指定の留保」、「自己指定のニーズ」についての理解が正確でないと考えます。

「それから自己指定の容認ですが、これはジュネーブアクト制定の議論の際に、我が国が提案した宣言事項ですが、出願ルートとしては、例えば日本ですと日本に出願してからでないと各国の指定ができないですとか、国際出願をした場合に日本を指定できないという制度になります。こちらについては、今や英語が主流になっておりますので、100%皆様方から、これは禁止の宣言をしない方がいいという御意見を頂いておりますが、改めて整理させていただこうと思っております。」(平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会)

以上

連絡先：

国際弁理士連盟日本協会

(FICPI・JAPAN)

事務局 加藤晴子 (9am-5pm)

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-34-12

YKI 国際特許事務所内

TEL:0422-21-2666 FAX:0422-21-2431

E-mail:kato_h@yki.jp